

用語解説

令和4年9月1日現在

1. 「県産木材」とは

県内の森林で生産された原木（以下「県産材」という）を原材料として、県内の工場で加工された木材（県内で加工できない場合においては、県産材を原材料として使用していることを証明できる木材を含む）です。

2. 「木材使用量」とは

原木を原材料として工場で加工された木材（集成材、無垢フローリング材、合板類を含む）の使用量です。なお、複合フローリング等の二次加工品は除きます。

3. 「県産木材納材証明書」とは

納材者が施工業者に県産木材を納材する場合に、用語解説1に掲載した県産木材の定義に沿ったものであると確認された際に発行される証明書で、兵庫県木材業協同組合連合会が県産木材の証明業務を行っています。詳しくは、兵庫県木材業協同組合連合会のウェブサイトに掲載している公共・土木工事及び地域型住宅関連事業等の県産材証明のページをご覧ください。